

近世近代広島の水害と歴史資料

西 向 宏 介

【要旨】本稿は、広島城下町及び近隣地域を中心とする近世から近代（明治・大正・昭和期終戦前後）にかけての広島県内における水害事例について、当館取蔵文書をもとに考察するものである。広島の水害史研究は未だその蓄積は十分でなく、自治体史の記述に依拠した成果や個別地域の災害事例研究に留まっている。本稿も必ずしもその域を出るものではないが、極力一次史料を用いながら、広域的かつ長期にわたる広島の水害史の動向を明らかにしつつ、災害研究における歴史資料の意義を提示したい。

はじめに

- 1 近世広島城下・近隣村落の水害と対策
 - 1-1 広島城下の水害対策
 - 1-2 近隣村落の水害対策
 - 1-3 八木・緑井の水害・土砂崩れ
 - 1-3-1 八木用水の開削
 - 1-3-2 洪水被害の多発と再生
 - 1-3-3 土砂崩れ（「山抜」）の記録
 - 1-3-4 災害と伝承—大蛇にまつわる伝承をめぐって—
- 2 明治期の豪雨災害
 - 2-1 明治7年8月暴風雨被害
 - 2-2 明治17年8月台風・高潮被害
 - 2-3 明治33年8月台風被害
- 3 大正期の豪雨災害
 - 3-1 三次駅設置と三次の水害
 - 3-2 大正8年7月の豪雨被害
 - 3-3 大正15年9月豪雨被害
 - 3-4 大正15年9月豪雨と安芸中野特急列車事故
- 4 昭和期の水害と太田川改修
 - 4-1 昭和3年6月安村水害
 - 4-2 終戦前後における広島の水害と太田川改修
 - 4-2-1 昭和18年台風と枕崎台風の被害
 - 4-2-2 台風被害と太田川改修—太田川治水期成同盟会の活動—
おわりに

はじめに

本稿は、広島市域を中心とする広島県内諸地域の近世・近代における水害史について、広島県立文書館が収蔵する記録史料をもとに考察し、災害史研究の一助となることを目指すものである。

災害史研究については、阪神・淡路大震災以降、各地で相次いだ大規模災害の発生を機に過去の災害を検証しようと数多くの成果が生み出されている¹。しかし、広島県域に関する災害史研究は、自治体史における災害関係の記述を除いては未だ少ない。

かつて『広島県史』では、「災害と農民闘争」という章で近世の災害を扱っていたが、当時は歴史における災害といえば、まず旱魃とそれに伴う飢饉の発生であり、その結果発生する百姓一揆や騒動に関心の目が向いていたからだと考えられる。しかし、大震災や大規模な台風・豪雨災害が頻発するようになった今日、近世近代の災害についても、災害そのものの規模や被害の実態について、より一層掘り下げて考えていく必要がある。

本稿で対象とする水害関係の研究に限って見てみると、平成30年（2018）の西日本豪雨災害以前に芸備地方史研究会が発行した大会「芸備の災害史」特集号²のほか、西日本豪雨災害を踏まえた中山富広氏の論考³が見られる程

¹ 本稿と同じく平成30年の西日本豪雨で被災した地域での水害史に関する近年の研究成果としては、大本敬久「愛媛県における災害の歴史と伝承—地震・津波・水害—」（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第21号、2016）、同「愛媛の水害史—昭和18・20年水害での被災状況—」（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第25号、2020）、畑和良「真備地域における江戸時代～明治初年の水害治水史」（『倉敷の歴史』第30号、2020）、倉地克直「明治二年東高梁川洪水と地域社会」（同）、山下洋「明治一三年の高梁川水害について」（同）久野洋「明治期の水害対応に関する基礎的考察—明治二十五年水害を通して—」（『岡山県立記録資料館紀要』第18号、2023）などがある。このほか、最近の水害史研究の成果として、渡辺浩一『近世都市〈江戸〉の水害 災害史から環境史へ』（吉川弘文館、2022）があり、そこでは、江戸を対象としつつ、自然（人為的自然）と人間の相互関係史として災害を捉える新たな視点から、災害史へのアプローチがなされている。

² 広島大学図書館所蔵の加計隔屋文庫所収の「大洪水一件」をもとに寛政8年の加計村での水害と復興の取り組みに焦点を当てた笠井今日子「寛政八年水害と加計村—「大洪水一件」を読み解く—」、明治40年7月に発生した坂村での土砂災害の実態と新聞報道及び行政の対応を紹介した落合功「明治期における安芸郡坂村の土砂災害」、大正8年7月に発生した芦田川洪水の被災と復興過程について福山義倉の救済活動をもとに考察した平下義記「大正期の芦田川洪水と福山義倉の救済」の3報告を収録している（いずれも『芸備地方史研究』第301・302号、2016）。

³ 中山富広「近世広島県の豪雨災害と社会的応答」（『内海文化研究紀要』第48号、2020）。

度である。とくに、自治体史で明らかにされている史実以外に原文書の発掘による災害史研究が思いのほか少ない点が大きな課題と言える。

他方、アーカイブズ分野では、自治体の行政課題である防災対策に資するためにもアーカイブズが積極的に役割を果たすべきだという平井義人氏の指摘があり、災害史検証に必要な史料は現存する記録史料の総体であること、さらには、防災対策に資するという観点から古文書の所在調査を古代にまで遡って全時代的に行うべきであることを提唱している⁴。

本稿は、こうした指摘にも学びながら、アーカイブズ機関の一つの責務として、災害史を記した一次史料を紹介しつつ、広島の水害史の一端を明らかにしようとするものである。

尤も広島県の場合、他県と異なり、明治9年（1876）の県庁火災と昭和20年（1945）8月6日の原爆の惨禍により、近代の防災対策を考える上で不可欠な骨格となるべき県行政文書の大半を失っているため、災害史及び災害対策史の研究を行う上で大きな制約があることは否めない。

また、地震や水害・土砂災害、雪害、干害、飢饉など全ての災害を網羅することも困難であり、また全時代的に検討することも直ちには困難である。そこで、本稿では、とくに近年多発する水害に焦点を絞り、当館収蔵文書の中から近世近代における水害事例を現時点において可能な限り抽出し、考察していくことにする。もちろん、水害は毎年のように発生しており、その全てを網羅することはとてもできないが、広島県立文書館における過去2回の収蔵文書展⁵を通じて紹介した主な水害事例に着目し、改めて考察することで、広島の水害史研究に資することを目的としたい⁶。

⁴ 平井義人「防災対策と民間資料の所在調査」（『全史料協会報』No97、2015）、同「地域災害史の検証と必要となる史料の姿」（国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ』勉誠出版、2017）。

⁵ 広島県立文書館での過去2回の収蔵文書展に関する図録として『災害を語る歴史資料』（2019）、『災害を語る歴史資料Ⅱ』（2023）を刊行している。

⁶ なお、広島県立文書館での過去2回の収蔵文書展では、地震災害（震災）に関する史料も展示紹介したが、震災については未だ十分な資料発掘ができていないこと、また南海トラフ地震のように百年・二百年周期で発生する大地震の比較研究も必要であることから、本稿では考察の対象外とした。また、高潮や津波被害に関する研究も、本来は地震による地盤沈降や隆起現象との因果関係も踏まえる必要があるが、本稿ではそこまでの考察には至っていない。この点については、前掲の大本敬久「愛媛県における災害の歴史と伝承—地震・津波・水害—」（注1）での考察を参照。

1 近世広島城下・近隣村落の水害と対策

1-1 広島城下の水害対策

広島は、太田川の水流によって運ばれた土砂が堆積してできた三角州の上に城が築かれ、町が形成された。そのため、城下町の成立以来、豪雨時には何度も洪水が発生し、そのたびに大きな被害が発生してきた。広島城下町と水害は、まさに隣り合わせの関係にあったと言える。

佐伯郡草津村の外科医で広島藩医を務めた小川清介が記した回想録「老のくりこと（おいのくりごと）」には、近世期における広島城下町での洪水被害の様子が記されている⁷。

文久元年（1861）8月4日、広島藩領を台風が襲い、藩領西部の佐伯郡や広島城下を中心に暴風・高潮による大きな被害が発生した。「老のくりこと」によると、藩医の小川清介は、当時広島城下東引御堂町（現広島市中区胡町・銀山町・堀川町一帯）に住んでいたが、鐘・太鼓を鳴らす音を聞き、何ごとかと思っているうちに高潮が竹屋新開の堤防を越えて浸水し、広島城下を襲った。清介が住む流川方面へも潮が溢れ込んできて、家中屋敷一帯も「股ヲ没スル位」まで浸水したという⁸。

広島城下町での洪水による浸水被害は、現在では想像しにくい光景であるが、近世はもとより、明治・大正・昭和戦前期までは決して珍しくない光景であった。

ところで、近世における広島城下町の洪水対策は、何よりも城や城下の武家町を守ることが優先された。その際、城や武家町側の堤を高くし、対岸の堤を低くする「水越」が構築されたのである⁹。

⁷ 安芸国佐伯郡草津村小川家文書200603-5。「老のくりこと」は、広島藩医小川清介（1838-1905）が、幕末・明治期の激動期に自ら体験した思い出を記した記録であり、60歳を過ぎた明治33年（1900）から書き始め、同37年（1904）までに5冊を書き残している。なお、第壹号・第三号については、『日本都市生活史料集成』四城下町篇Ⅱ（学習研究社、1976）174～237頁に翻刻収録されている。

⁸ 「文久元年八月四日、大風ニテ雨交リナリ、昼前裏ノ町ノ方ニアタリテ東引御堂町ノ鐘太鼓音スル故、何事ヤラント思フ程ニ大潮ニ成テ竹屋新開ノ堤防ヲ打越田畠大損シナリ、夫故鳴物ニテ人ヲ招キ集ルナリトノ事ナリ、此咄ノ内ニ流レ川ヘ潮溢レ込、下流川辺ノ御家中屋敷敷モ股ヲ没スル位故（後略）」（「おいのくりこと」第三号（前掲注7））。

⁹ 広島城下をはじめとする太田川水系での「水越」の構築については、『新修広島市史』第2巻（広島市役所、1958）、『祇園町史』（広島県安佐郡祇園町、1970）、『三篠町史』（広島市三篠地区社会福祉協議会、1970）などで取り上げられている。

中にも、承応の大洪水に関する記録を見ることができる。

広島藩士川上家文書の中にある記録¹²によると、広島城北西にある材木場の堤が決壊して城下へ水が溢れ込み、勘定所にあった古い帖面が多数水濡れしたと記している。また、北東の三軒紺屋の堤も決壊し、二重櫓と平櫓の各1棟が流失したとも記している¹³。

こうした大規模洪水による被災を受けて、広島城をめぐる「水越」の構築がなされたのであるが、このような堤防改修の方法は、近世封建社会に特有な「水防」の事例であり、権力的な力関係を前提に、武家町を守ることを最優先として対岸の町や村に犠牲を強いるものであった。近代以降における技術発展と大局的観点に立った「治水」とは異なる考え方に基づく水害対策であったと言えるが、近世期の技術的限界に照らしてみれば、対岸の堤防を低くして氾濫・遊水させる遊水池を設けることで、破堤・決壊による大規模な被災を防ぐという、当時においては“合理的”に考案された水防法としての側面も有していたのである。

従って、同様の水防法は、広島のみならず近世社会においては広く各地に見られ¹⁴、当然のことながら近世の太田川水系に面した村々においても、同様の考え方に基づく洪水対策が採られていた。また、堤の構築をめぐるのは村落間で争論も発生していたのである。

1-2 近隣村落の水害対策

では次に、広島城下の近隣村落における水防をめぐる争論の事例として、高宮郡古市村と沼田郡西原村との間で起きた洪水対策をめぐる争論を紹介しておきたい¹⁵。

¹² 「元和寛永年間の御記録ニ而後來何その見合ニも可相成哉見候之事跡書抜并愚註（安芸国広島浅野家中川上家文書199807-19）。

¹³ 「此洪水ニ御材木場四角堀之堤切レ、御城下へ水溢入、今以御勘定所之古御帖水入之物数々相残り有之、亦三軒紺屋之堤切レ、二重櫓一つ、平櫓一ツ流失、其跡台計、今ニ現在京口御門之門柱ニ扉ヲ附ながら流失之趣など此時之記録ニ相見」（前掲注12）。

¹⁴ 例えば、木曾三川と呼ばれていた木曾川・長良川・揖斐川について、徳川幕府は尾張平野を洪水から守るため、最も東側を流れる木曾川の左岸堤を「御囲堤」と称して強固に高く築造し、右岸堤はそれより約1m低くするよう定めていた（大熊孝『増補 洪水と治水の河川史 水害の制圧から変容へ』平凡社ライブラリー 611、平凡社、2017、20頁）。

¹⁵ この争論については、横山雅昭『相田地区の郷土史メモ（広島市安佐南区）』（1994）でも紹介されている。

古市村と西原村はともに広島平野を南北に流れる太田川水系の古川（旧太田川）と安川の間であり、上流側の古市村と下流側の西原村とに隣接し合っていた（図2）。

19世紀初頭に記された広島藩の地方書「芸備郡要集」¹⁶には、次の記述がある。

「沼田郡西原村之川成堤、水越之積
 二て土手調有之由、丁場之上出水
 なれハ、右西原村之堤を越し候故、
 御城下へ水たゝ、へ町方溢候程ニハ
 ならぬ積之よし、夫故西原村之左
 右ニて、三ヶ所ハ水越之場所故、免もひきく候由」

つまり、西原村の川堤は、洪水の発生を想定した「水越」として予め低く造られており、丁場（武士に割り当てられた治水警戒場所）で出水があれば、水越の堤防を越えて氾濫するようにしているという。これにより、広島城下や町方への氾濫を少しでも防ぐようにしており、それゆえ西原村の左右3ヶ所にある「水越」の場所では年貢も低くしてあるという。

このように、広島城下の近隣村落にも「水越」が存在していたのであるが、沼田郡の割庄屋を務めた横山家文書には、西原村の村民が洪水時の堤防工事をめぐって古市村を訴えた沼田郡役所あての書状が残っている¹⁷。

天保2年（1831）6月5日、大雨による洪水で、西原村の西方に位置する「伊予屋（よい）原」（「芸藩通志」の絵図では「イヨヤ原と記載」）において安川堤防が決壊した。水はほどなく引いたため、次に村人たちは川の東方を流れる古川筋の防護に向かった。古市村との村境にある「古川」という場所の堤防が手薄であったため、庄屋・組頭はじめ人夫20人ばかりで古市村との

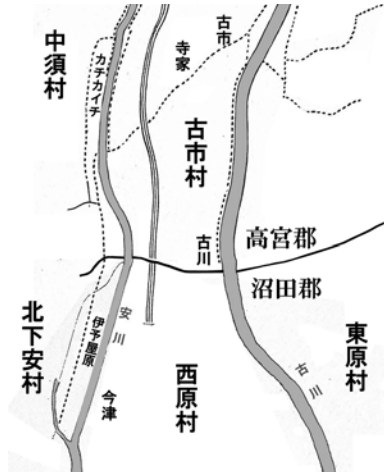


図2 西原村と古市村の争論関係図

¹⁶ 『廿日市町史』資料編Ⅱ（廿日市町、1975）47～103頁。広島県立文書館収蔵（寄託）の安芸国沼田郡相田村横山家文書に含まれる「理勢志」（198828-箱9-20〈仮番号〉）もこれと同内容の文書である。

¹⁷ 天保2年、「沼田郡西原村洪水ニ付異変之儀御注進書付写」（安芸国沼田郡相田村横山家文書198828）。

境に杭打ちなどを行い、古川の水が溢れて西原村へ流れ込まないように、村境の堤の補強を行った。ところが、夜中に古市村の百姓100人ばかりが村境に押し寄せ、鉞や杭木をもぎ取って打擲に及ぶなどの暴力に及び騒動となった。その結果、村境の堤が古市村百姓によって崩されてしまい、古川からの越水が西原村へ溢れ込んできたため、西原村では多くの家屋が浸水・倒壊し、田畑も損壊する被害を受けたという。

西原村の村民としては、自分の村を守るために村境の堤を補強しようとしたのであるが、古市村側から見れば、村境の堤が補強されると、古川の水が溢れた際に西原村へ流れ出ずに古市村に滞留することになるため、村内の浸水被害が大きくなる。そのため、両村間で争論となってしまったのである。

このように、城下だけでなく周辺村落でも「水越」が存在した。これは、第一義的には広島城下へ水が溢れ込まないようにするための対策であるが、同時に近隣村落内においても、洪水被害を軽減し、地域を守るための方法として、河川の対岸や川下にあたる部分の堤を手薄していたのである。そして、古市・西原両村の争論はこのような水防法を背景として不可避的に起きた争論であり、近世における水害対策の限界を象徴する争論でもあった。

一方、近世の水害対策としては、「水越」のように一方を犠牲にするような手法だけでなく、有名な大和川付け替え工事に象徴されるような河川の流路を変更する大規模な改修工事も技術的には可能であった。

さきの横山家文書には、近世における安川の浚渫に関する次のような願書が残っている¹⁸。

「当郡中須村之内、小瀬_与申所より直ニ大川筋_江御掘り抜き被為遣候ハ、安川筋之砂_茂流路以前之通り川筋田地麦符地ニ罷成可申と奉存候」

近世から安川はたびたび氾濫し、兩岸の田が土砂で埋まる被害が続いていた。そこで、安川を沼田郡中須村の「小瀬」から「大川筋」（古川）へまっすぐに掘り抜いて接続することで、安川周辺の浸水被害をなくすよう出願しているのである。

実際に安川が小瀬付近から古川へ流路の付け替え工事が行われたのは昭和25年（1950）のことであり、30年に完成し、現在の流路となった（写真1・2）。

¹⁸ 年不詳「覚（沼田郡安川筋の儀につき掘抜き願）」（安芸国沼田郡相田村横山家文書198828-箱7-20〈仮番号〉）。

しかし、この史料は、年代や出願者は不明ではあるものの、安川の付け替え工事がすでに近世期に考案されていたことを裏付けているのである。

なお、近世の水害対策としては、上述のような流路の付け替えにまでは至らなくとも、土砂で埋まった河川の掘り浚え自体は各地で盛んに行われていた。その場合、現地の村だけでなく、関係する周辺村々からも人夫が徴発されたため、災害時には大きな負担となった。

天保13年（1842）正月、高宮郡中島村では、洪水によって川底が埋まった「可部町裏川」（根谷川）の掘り浚えが進んでいないことについて、庄屋・組頭が根谷川の掘り浚えに関する歎願を行っている¹⁹。

可部町付近の合流地点では、根谷川が運ぶ土砂が堆積して川底が埋まっていくため、台風や豪雨があると合流地点から水が堤を越えて下流の中島村方面へ溢れ出ることが懸念されていた（図3）。川の掘り浚え普請は、関係する町村から人夫が徴発されることになっており、根谷川の掘り浚えが必要な場所は「可部町裏川」の地点と下流の太田川（新川）との合流地点の2ヶ所があった。このうち、下流側の合流地点は、可部町民にとって根谷川の舟運が使えなくなると死活問題となるため、町民らが直ちに掘り浚え普請を行って通航できるようにしていたが、上流側の「可部町裏川」合流地点については、可部町民がなかなか掘り浚えを行わなかった。中島村百姓にとっては、その地点の掘り浚えができていないと豪雨時に洪水が中島村方面へ氾濫して被災する恐れがあるため、掘り浚えを何度も要求していたが、可部町



写真1 現在の安川

直進する流路の先は古川へ注いでいる。かつては右側の木立が見える方向へ曲って流れていた。



写真2 安川緑道

流路付け替えにより廃川敷となった旧安川を公園化したもの。

¹⁹ 天保13年「村用諸扣」（高宮郡中島村田中家文書201601-4）。

では掘り浚えが行われなかったという。

そして、昨夏（天保12年〈1841〉）には実際に洪水が発生し、堤が切れて中島村の窪地へ水が溢れ、大きな被害を蒙ったのである。これを受けて「可部町裏川」でも堤防普請が行われることになったのであるが、その際、藩からは中島村に対しても御用負担が命じられた。これを不服として中島村百姓らが反対の歎願を行ったのである。

近世芸備地方の水害や河川改修などをめぐる庶民の様々なせめぎ合いについては、従来必ずしも明らかにされていない。安川や根谷川など太田川水系の流域村々では、河川氾濫の危険性が常に存在し、掘り浚えや修繕・流路変更等の土木工事が繰り返されており、それをめぐる村落間での争論も頻発していた。こうした事例研究を重ねていくことは、近世期におけるこの地方の水防の実態を明らかにする上で重要である。

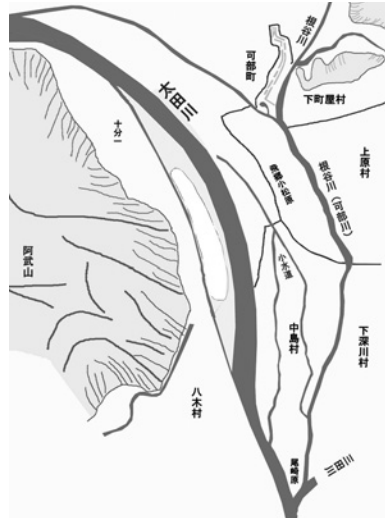


図3 中島村周辺図

1-3 八木・緑井の水害・土砂崩れ

ところで、広島の水害を考える上で、とくに留意が必要なのは、まだ記憶に新しい平成26年（2014）8月の「広島土砂災害」である。発生当時、よく指摘されていたのが、崩落しやすい「真砂土」という地質上の問題と宅地開発の問題であり、同時に、この地域に古くから残る言い伝えなどをもとに、過去の災害に目を向ける必要があることも指摘された。

そこで、土砂災害の中心的被災地となった八木・緑井地区の災害史について、当館の収蔵文書をもとに考察しておくことにしたい。

当館では、近世の阿武山を描いた絵図をいくつか収蔵している²⁰。いずれ

²⁰ 年不詳「阿生山図」、寛政4年「沼田郡八木村阿ふ山絵図」（安芸国高宮郡中島村田中家文書201601-64、201601-70）。

も太田川を挟んだ対岸の玖村（現広島市安佐北区落合）方面から見た山容を描いているが、いずれも急峻な山に幾筋もの谷が走っているように描かれているのが分かる（写真3・4）。

往古よりたびたび土砂崩れが発生した結果、このような山容が形成されたことは明らかであるが、しかし、結論を先取りしておく、実際に土砂崩れが発生したことを記した歴史資料は極めて少ない。

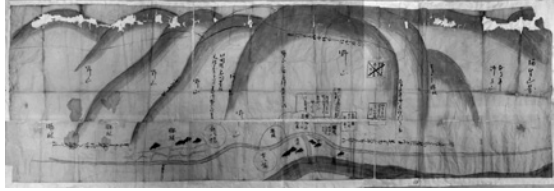


写真3 近世の阿武山絵図（「阿生山図」）



写真4 現在の阿武山（玖村方面から見た山容）
左端に、2014年の「広島土砂災害」後に建設された堰堤が見える。

1-3-1 八木用水の開削

この八木・緑井地区の歴史を語るうえで欠かせないのが八木用水である。

八木用水は、近世期には「定用水」と称し、太田川西岸に位置する沼田・高宮両郡の9ヶ村にわたる地域を灌漑した農業用水路である。地元の大工で広島藩の郡中御普請御用聞大工を務めた卯之助の指揮のもと開削され、明和5年（1768）4月28日に完成した。その後、息子の桑原巳之助が用水路の諸普請を引き受け、以後桑原家が代々にわたって八木用水の管理・修繕に携わった²¹。

当館所蔵の桑原家文書には、八木用水開削の経緯を記した「沼田郡定用水筋発起由来伝承書附」²²がある。この文書は、卯之助のあとを継いで定用水

²¹ 八木用水については、『八木用水』（広島市郷土資料館調査報告書 第17集、2004）に詳しい。

²² 年不詳「沼田郡定用水筋発起由来伝承書附」（安芸国沼田郡祇園町桑原家文書 200001-68）。

御引受御扶持人大工となった息子の桑原巳之助が父の卯之助から聞き取った内容を書き記したもので、親の功績を詳細に記した書付である。この中で、卯之助は大工の専門知識を活かして現地調査を重ね、現地を見分した代官の沖団五郎に随行し、八木用水の開削を訴えて許可を得たとされる。卯之助が陣笠に火事羽織姿で陣頭指揮をとりながら工事を進めたことや、完成した用水路に水を流した際、実地見分に来ていた代官の沖が喜んで用水路に飛び込んだ様子などが生き活きと描かれている。この卯之助の功績は、『芸備孝義伝拾遺』²³にも挿絵入りで紹介されている（写真5）。また、卯之助の八木用水開削の功績を顕彰した石碑「定用水碑」が、細野神社（現広島市安佐南区八木町）下の

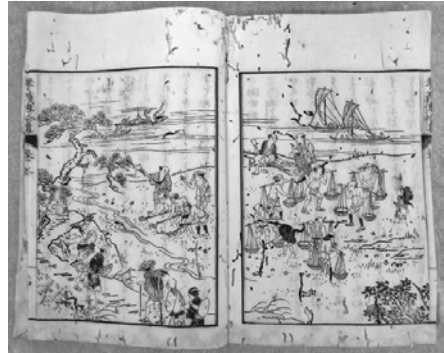


写真5 八木用水開削の図
（『芸備孝義伝拾遺』上巻）



写真6・7「定用水碑」（左）と桑原家文書の定用水碑文（右）

県道177号線脇に設置されている（写真6）。この石碑は、八木用水を開削した卯之助の息子である桑原巳之助が、父卯之助の功績を顕彰するべく文化14年（1817）に建立したもので、碑文の原板となる文書も桑原家文書の中に残っている²⁴（写真7）。

²³ 『芸備孝義伝拾遺』上巻「南下安村卯之助同子巳之助」（広島県安芸郡海田町中本佳春氏収集文書200712-12）。

²⁴ 文化14年、「定用水碑（碑文）」（安芸国沼田郡祇園町桑原家文書200001-4）。この石碑は、平成26年8月の「広島土砂災害」の際に起きた土石流により流失したが、その後、県道177号線を越えて太田川河川敷へ流れ込んだ土砂の下に埋もれているのが発見され、元の場所に再設置された。現在の石碑は、被災の影響で角がやや欠けており、碑文が彫られた表面にも傷が残っている。

1-3-2 洪水被害の多発と再生

こうして灌漑用水を確保することができた八木・緑井地区であるが、実は太田川の氾濫による大規模な洪水被害が近世期にたびたび発生していた。そのことを示すのが、「八木村旧記諸控帖」²⁵である。

この史料は、八木村の村政全般にわたる様々な事案の書付をまとめた記録であるが、この中には八木村で起きた洪水についての記載がある。それによると、近世後期には、寛政8年（1796）と文政11年（1828）・同12年（1829）、さらには嘉永3年（1850）と計4度の台風・豪雨による大きな被害を受けたことが伺える。

「三十一 洪水扣左之通

一寛政八辰夏洪水之節ハ一番樋切流候ニ付、二番樋_正打抜ニ切流、其外城山上ミ下モ之村内大損也

一文政十一子八月大風_正転木_著勿論転家損家等数々大損也

一同十二丑五月洪水之節ハ向井代越切_正二番樋切流、城山より上ミ大損也

一嘉永三戌六月朔日洪水之節ハ向井代石堤切流、二番樋_正左右切流、城山より上ミ村内大損也

一同八月四日洪水ニ付、向井代平打堤余程築上ケ候処、根足堀流川平大半ずり損、尤多人数罷出相働、漸防留メ切流ハ不仕候事」

ただし、ここでも土砂崩れによる被害が発生したことは記されていない。

一方、洪水被害を受けた耕作地再生に向けた取り組みについては史料が残っている。天保3年（1832）「八木村御山所臨時控帖」²⁶はその一例である。これによると、寛政の大洪水以来、洪水被害が相次いだ八木村の田畑を再生させるため、木材に適していない山林を伐採して薪に使用し、その灰を肥料として利用することを同村の庄屋らが出願している。

²⁵ 天保3年「八木村旧記諸控帖」（安佐郡村役場文書198829-1）。八木村の役場文書は広島市に合併した際、大部分は同市へ引き継がれたが、一部が散逸し、古書店へ流出したものを広島県が昭和49年（1974）に買い取り、現在当館が所蔵している。また、旧記控帖の内容を抜粋してまとめた「八木村旧記諸控帳抜萃」（広島市植田静人氏収集文書198910-305）もあり、天保3年（1832）・元治元年（1864）の2冊分が合冊されている。

²⁶ 天保3年「八木村御山所臨時控帖」（安佐郡村役場文書198829-19）。八木村にある御建山（藩有林）などの用益・払下げに関する願書類をまとめたもの。

八木用水の開削による18世紀後半以降の農業生産の発展を背景に、洪水発生時には、通常の草肥などによる施肥ではなく、御建山の山林を伐採して作った灰を大量に投入する方法で、耕作地の復興に向けた取り組みがなされていたのである。

ところで、近世広島藩の山林は、約一割を占める御建山（藩有林）が松を中心とする立木であるのに対し、全体の八割強を占める村共有の野山はいずれも芝草山や草山であり、村民所有の腰林も立木はまばらであった。当時の林野は田畑の肥料や牛馬の飼料などに用いられていたため、こうした植生になっていたのであるが²⁷、阿武山はその大部分が野山であり、しかも、御建山部分の立木も、洪水時には肥料として伐採されていたのである。

従って、真砂土の地盤に植生も貧弱な状態にあっては、阿武山で土砂崩れが発生する危険性は近世期のほうが高かったと考えられる。

1-3-3 土砂崩れ（「山抜」）の記録

しかし、これまでのところ、管見の限り、八木・緑井地区において近世期に土砂崩れが発生した事例は殆ど見ることができない。その中で、唯一確認できるのが文化元年（1804）の事例である。

桑原家文書の中にある「定用水筋細見絵図」²⁸は、卯之助の息子である桑原巳之助の勤功を賞するため、巳之助に扶持（褒賞）を与えるよう、用水筋の割庄屋らが沼田郡役所へ出願した文書である。この史料には、八木用水の絵図に続いて桑原家の土工事蹟取調書があり、この中に、緑井村植竹で文化元年（1804）に発生した土砂崩れに関する記載がある。

「既ニ当夏洪水之節、緑井村植竹山抜下りニ付、定用水溝筋長九町計之間一円ニ大造石砂埋りニ相成（中略）、巳之助儀洪水当日より同所_ニ詰詰、早速手配り仕、工夫宜早々ニ掘揚仕候故、少_茂用水之懈怠無御座」

この年、広島では大規模な洪水が発生しており、その際、植竹で「山抜」（土砂崩れ）が発生し、土石流が八木用水を9町（約1km）にわたって埋め尽くしたという。この史料では、巳之助が災害当日から陣頭指揮をとって用水路の復旧に尽力したことが功績として記されているのであるが、この地域で起

²⁷ 佐竹昭『近世瀬戸内の環境史』（吉川弘文館、2012）序章・第一章。

²⁸ 年不詳「定用水筋細見絵図」（安芸国沼田郡祇園町桑原家文書200001-68）。『八木用水』（前掲注21）にも同種の絵図が収録されている。

きた過去の土砂崩れを記した数少ない貴重な記録である。また、「村上家乗」にも「同五月十三日洪水、沼田郡あぶ山つへ出、八木辺地損多し」との記述があり²⁹、間違いなくこの年に土砂崩れが発生したことが確認できる。

ただし、ここで留意すべき点は、麓の八木用水が広範囲に埋まるほどの大規模な土砂崩れが発生したにもかかわらず、人的被害があったことは全く記されていない点である。つまり、土砂崩れは発生しても“土砂災害”にはならなかったことを暗に示しているのである。

1-3-4 災害と伝承—大蛇にまつわる伝承をめぐって—

ここで想起しておきたいのが、この地区に残る大蛇退治の伝承である。平成26年（2014）8月の広島土砂災害発生の際、八木地区に伝わる大蛇退治の伝承が過去に発生した土砂崩れを伝承化したものとされ、かつて「蛇落地悪谷」という地名が存在し、それが上楽寺（上楽地）に変わったことも紹介された³⁰。また、当館にもこの地名を裏付ける史料の有無について問合せがあった。

現在までのところ、当館の収蔵文書の中からこの地名を記した史料を見出すことはできていないが、関係史料として唯一見出せたのが、昭和28年（1953）5月に辻治光氏が作成した『実伝蛇王池物語』³¹という作品の中の記述である。

八木の蛇退治の伝承は、天文元年（1532）の八木城主香川氏の家臣香川勝雄による大蛇退治の話として戦国期の軍記物語『陰徳太平記』に記されているが、この『陰徳太平記』をもとに辻氏が自身の考えを挿入する形でまとめたのが『実伝蛇王池物語』である。その中で辻氏は、香川勝雄によって退治された大蛇の首が落ちた辺りを「蛇落地と称してゐましたが、後に語路によつて上楽地と書き改められました」と記している³²。

²⁹ 中山富広前掲注3。

³⁰ 磯田道史『天災から日本史を読みなおす』（中公新書2295、2014）92～94頁。また、この地の観音堂に「蛇落地観世音像」が祀られていたことが『佐東町史』（広島市役所、1980）に記されている。

³¹ 辻治光『実伝蛇王池物語』（広島市植田静人氏収集文書198910-1509）。植田静人氏は、戦前に教員として安佐郡の尋常高等小学校長などを務め、戦後は安佐町史の編さんなどにも携わった郷土史家。安佐郡の郷土史に関する膨大な手書き資料を作成した。この『実伝蛇王池物語』には、植田氏による添削が書き込まれている。

³² この大蛇の首が落ちたという場所は、かつては沼地だったとされ、その場所には昭和27年（1952）に辻治光氏らが建立した石の供養塔（元は木の供養塔だった）が建っている。

このように、洪水や土石流を大蛇あるいは龍の仕業とする伝承は、この地に限らず各地に存在し³³、広島市内でも、例えば「沼田郡長束山略図」³⁴という近世（年代不明）の絵図を見ると、長束（現広島市安佐南区）の宗箇山が描かれた左端に「ジャスケ（蛇抜け）」という地名が確認できる（写真8）。

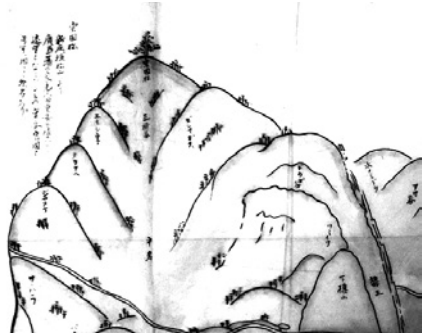


写真8「沼田郡長束山略図」
左端に「ジャスケ」が見える。

近世期には洪水や土石流が農民生活に組み込まれており、予めそのような場所には人家を建てなかつたとされるが³⁵、もし、実際に大規模な人的被害が生じた場合には、より直接的に被害を伝える伝承として残るはずである。こうした伝承や地名の存在は、その地が危険な場所であることを暗に知らせることで、居住させない意図があつたと思われるが、災害を直接的に警告するものではなかつたために、やがてその記憶が失われ、近年の大規模災害をもたらす遠因にもなつていると思われる³⁶。

³³ 大本敬久前掲注1参照。

³⁴ 「沼田郡長束山略図」（広島市植田静人氏収集文書198910-1911）、『災害を語る歴史資料』（広島県立文書館収蔵文書展図録、2020）。

³⁵ 『芸備地方史研究』第301・302号（前掲注2）68頁。

³⁶ この点で想起されるのが、阪神・淡路大震災が発生する前年に起きていた「猪名川群発地震」と「多田院鳴動」伝説との関係である。「多田院鳴動」伝説とは、清和天皇の曾孫である源満仲を祀る多田神社（兵庫県川西市）に伝わる伝説である。長徳3年（997）に多田神社の前身「多田院」で満仲が没する直前に、事変の急を廟所の鳴動によって知らせると遺言し、以後室町時代に計8回の鳴動が発生したというが、この鳴動は「御佳例」（めでたいことの前兆）と言い伝えられてきた。「猪名川群発地震」が頻繁に発生していた当時、この伝説がテレビなどでも紹介されたが、「御佳例」であることから危機感を持って伝えられてはいなかった。当時においては甚大な人的被害を発生させていなかったことが、こうした伝説を生む背景にあつたのではないかと推察される。逆に、このような伝承がある所で現在住宅地となつている地域では災害への注意が必要と言えよう。

なお、「老のくりこと」第巻号（安芸国佐伯郡草津村小川家文書200603-5-1、前掲注7）には、佐伯郡黒川村（現・大竹市）の人からの書簡（天保9年〈1838〉6月カ）を引用する形で大蛇にまつわる騒動が紹介されているが、そこでは、大蛇が洪水と密接に関連づけて語られている。

黒川村の山奥に往古より「巨蟒（うわばみ）」が抜け出た跡だと言い伝えのある

2 明治期の豪雨災害

次に、近代以降の水害について検討する。明治以降になると、地域史料（古文書等）はもとより、役場文書や行政文書・新聞・写真など、水害に関する史料も多様化する。しかし、明治20年代頃までは被災の全体像を把握できる情報が少なく、統計資料も不十分である。とくに、戦前の公文書の大半が失われている広島県では、公文書をもとに戦前の災害の実態を知ることが困難であるため、県全体での被災の実態については、各地に残る文書や記録を丹念に調べる必要がある。

その意味では、はじめに紹介した佐伯郡草津村の医師小川清介が記した回想録「老のくりこと」のように、災害を実地に見聞した人物の記録は貴重である。このほか、私的な書簡などの中にも、災害関係の貴重な情報を記している場合がある。

以下では、明治期の主な水害について、当館の収蔵文書をもとに具体的に見ていくことにする。

2-1 明治7年8月暴風雨被害

明治初期の水害としては、明治7年（1874）8月に発生した水害がとくに大規模であった。広島藩の水主方に属する藩士であった桑原家の日記には、この時の様子が記されている。

同家の日記は文政期以降のものが断続的に残っているが、このうち、明治7年（1874）に書かれた「日用諸事扣并晴雨風誌帖」³⁷によると、明治7年（1874）8月21日（旧暦7月10日）、広島県内では暴風雨による洪水・高潮により101人が亡くなったという。この時の広島市中での被害を次のように記す。

穴が2ヶ所あり、そこで放牧していた牛3疋がいなくなり、村人が探していると、穴の中いっばいに大蛇が渦巻いていたという。獵師に鉄砲で撃ってもらったが一向に動かず、もし大雨による洪水で這い出てきたら人々に危害が及ぶのではないかと心配だと記している。村の古老の話によると、三次辺りでも、大洪水が発生した際に地中から丈20間余（35m余）の「巨蟒」が抜け出て周囲の民家などを壊していったという。

このように、大蛇の伝承が洪水による被害と結びつけて語られる場合もあり、そこには洪水・土砂崩れによる人的被害の大きさが関係していると推察される。

³⁷ 明治7年「日用諸事扣并晴雨風誌帖」（安芸国広島浅野家家中桑原文書199304-24）。

「真に急水大水_ニ流レ、もの・人も流候由、丁丈午前、本川仍橋落チ流
ル、龍川亦切レ損し後追々吉嶋新開中土手切レ損シ水這入、当所下モ丁
迄ふちトなり、真ニ古今希なる次第也」

本川橋が落橋し、本川河口の龍川も決壊し、吉島新開の土手も決壊して水
が入り込んだと記している。

また、佐伯郡地御前村の砂吉屋兵三郎が幕末～明治期の世情を記した記録
「正集記」³⁸にも、この時の豪雨被害の記述がある。地御前村では死者5名、
破船9艘の被害があり、また、旧広島藩内全域での死者は1,373名にのぼっ
たとも記している。

2-2 明治17年8月台風・高潮被害

明治17年（1884）8月に発生した台風は、瀬戸内海全体で高潮の発生によ
り甚大な被害をもたらした台風であり、8月25日の暴風雨では、広島区や佐
伯郡を中心に甚大な被害が発生した。県内では126人が亡くなり、倒壊家屋
3,659戸、流失家屋1,112戸にのぼった。

この台風被害では、とくに廿日市方面で大型の高潮が発生している点が
注目される。「老のくりこと」第壱号³⁹に、この時の被災が記されているが、
それによると、8月25日の午の刻（11～13時）過ぎに暴風雨が発生したが、
その夜10時過ぎには「大潮」が襲来した。当時の被害の様子を次のように記す。

「学校ヨリ六七間（約10～12m）下ノ方ヲ打越シ、御番所新開・榎田新開（現・
広島市西区草津東1～3丁目）ノ内へ瀬枕打テ流レ入様イト物スゴク」
と記している。潮が床上まで満ち上がり、「老ヲ扶ケ幼ヲ負テ高キ方へ
トタドリ、或ハ小舟ヲ浮ヘテ各々ノ調度ヲ流サシト搔乗スルモアリ、是
等カ互ニ叫ビ罵ル声イト哀レニテ心細ク、目モ当テラレヌ有様ナリ」

この惨状は「三百年来聞モ及ハヌコトニテ、世ニ海嘯ト云物ノ類ヒナラン
カ」とあり、「海嘯」（津波）ではないかと伝えている。尤も、台風被害であ
るため、いわゆる津波ではなく高潮被害であったと考えられるが、かなり激
しい高潮であった様子が伺える。

³⁸ 「正集記」（広島県佐伯郡地御前村濱田家文書201914）。「明治七年旧七月十日大風、
此時地御前村之はせん（破船）九はい（中略）、此時廣島國中死人千三百七十三人
といへり」。

³⁹ 「老のくりこと」第壱号（前掲注36）。

この台風被害については、他に安芸郡村々での被害状況をまとめた史料が残っている。安芸郡坂村・矢野村の戸長を務めた兒玉家の文書には、この時の台風被害を調査した上申書類⁴⁰があり、安芸郡一帯での被害の概況がまとめられている（表1）。それによれば、安芸郡坂村・矢野村をはじめ、倉橋島や蒲刈島、宮原（呉）・江田島・仁保といった島嶼部や海に面した村々の広範囲にわたって家屋の倒壊や土地の損亡が見られ、被害の激しさが伺える。

なお、明治期前半までは、このようにある程度地域的にまとまった範囲の被害状況を統計的に把握できる事例は少ない。そのため、各地に残る古文書等を調査しなければ、被害の全容をつかむのが困難である。戦前までの行政文書の残存数が極めて少ない広島県では、とくにこの点の留意が必要である⁴¹。

2-3 明治33年8月台風被害

これに対し、明治期後半以降になると、新聞報道の充実により、ある程度詳細な被災状況が把握できるようになる。また、交通機関の発達に伴い、とりわけ鉄道の被災に関する報道が目立つようになるのも、この時期以降の水害被災の一つの特徴である。

明治33年（1900）8月19日、甚大な台風被害が発生した。この日、台風は瀬戸内海西部を北上し、広島県の西部を中心に暴風雨・高潮が発生した。明治21年（1888）創刊の『芸備日日新聞』では、2日後の8月21日の新聞で、この時の台風被害について一面半の頁を割いて報じている。そこでは、広島測候所にて取材した話として次のように報じている。

「（8月19日午後）三時に及びては一秒時間四十六米の颶風となり、墻壁其他風害尠からず、而して近傍の海水は満潮に達し、国泰寺新開（太田川筋）西部の堤防約三十間決潰し、見る見る畑地一面濁水の没す処となり、氾濫して所内に浸入し、地上の水深さ約二尺となり、門前の道路は浸水、深き所殆んど四尺余に達したれば、近傍の住民は老幼男女を問は

⁴⁰ 明治17年8月「〔台風高潮損害関係書類綴〕」（安芸国安芸郡坂村兒玉家文書201003-360）。

⁴¹ 当館の収蔵文書のうち、近世～明治前期までの災害関係史料で最も多いのは「夫積帳」と称する帳簿である。これは、災害によって損壊被災した堤や橋梁、耕宅地などを修繕するために雇う人夫の見積帳である。しかし、災害全体の状況を理解するための史料としては、個人の日記類や手紙などが有効であり、それらは通常、表題のみから探し当てるのが困難である。

表1 広島市内における明治33年8月台風の被害状況

《広島警察署管内》

《京橋分署内》

| 被災事項 | 町村名 | 件数 | 被災事項 | 町村名 | 件数 |
|-------------------|--------|-------|------------------|------|--------|
| 家屋流失【7】 | 舟入村 | 1 | 蟹屋村建家半壊 | | 1 |
| | 江波村 | 5 | 塙壁倒 | | 1 |
| | 観音村 | 1 | 尾長村建物破壊 | | 1 |
| 暴風のため家屋崩壊【10】 | 江波村 | 6 | 潰家 | | 1 |
| | 国泰寺村 | 2 | 荒神町諸建物崩潰 | | 1 |
| | 吉島村 | 2 | 大須賀村諸建物崩潰 | | 1 |
| 暴風のため家屋半壊【1】 | 江波村 | 1 | 白鳥九軒町建物半潰 | | 1 |
| 満潮堤防決壊のため家屋破損【47】 | 観音村 | 7 | 白鳥東中町建物半潰 | | 1 |
| | 国泰寺村 | 40 | 西白鳥町建物半潰 | | 1 |
| 人家床上浸水【576】 | 舟入村 | 3 | 東白鳥町建家半潰 | | 1 |
| (堤防決壊、溢潮のため) | 江波村 | 50 | 三川町人家浸水床上に上りたるもの | | 2 |
| | 観音村 | 5 | 人家浸水したるもの | | 146 |
| | 国泰寺村 | 307 | 堀川町浸水床上に上りたるもの | | 48 |
| | 吉島村 | 10 | 竹屋町同 | | 63 |
| | 新川場町 | 90 | 竹屋村同 | | 24 |
| | 小町 | 92 | 三川町人家浸水座上に至らざるもの | | 79 |
| | 大手町七丁目 | 19 | 堀川町同 | | 74 |
| 人家床下浸水【207】 | 国泰寺村 | 100 | 胡子町同 | | 22 |
| (堤防決壊、諸川溢潮のため) | 新川場町 | 50 | 竹屋町同 | | 112 |
| | 小町 | 55 | 竹屋村同 | | 167 |
| | 吉島村 | 2 | 八丁堀同 | | 2 |
| 畑荒蒸 | 国泰寺村 | 2丁歩 | 鉄炮町同 | | 4 |
| (元安川決壊、表土流失のため) | | | 塙壁破壊せし者【8】 | 三川町 | 1 |
| 畑潮水侵入 | 国泰寺村 | 90丁歩 | | 松川町 | 1 |
| (元安川堤防決壊のため) | | | | 段原村 | 2 |
| 出潮侵入 | 舟入村 | 1丁3反歩 | | 鉄砲町 | 1 |
| (本川堤防破壊のため) | | | | 橋本町 | 1 |
| 宅地流失 | 江波村 | 2反歩 | | 幟町 | 1 |
| (本川堤防破壊のため) | | | | 上流川町 | 1 |
| 暴風のため諸建物崩壊【18】 | 江波村 | 6 | | | |
| | 国泰寺村 | 10 | | | |
| | 吉島村 | 2 | | | |
| 塙壁破壊【8】 | 国泰寺村 | 4 | | | |
| | 吉島村 | 2 | | | |
| | 新川場町 | 1 | | | |
| | 小町 | 1 | | | |
| 元安川満潮堤防決壊のため溺死【1】 | 国泰寺村 | 1 | | | |
| 船舶破損【12】 | 国泰寺村 | 6 | | | |
| | 国泰寺村 | 6 | | | |
| 船舶流失【1】 | 江波村 | 1 | | | |
| 電信柱転倒【3】 | 江波村 | 2 | | | |
| | 塚本町 | 1 | | | |
| 電信線切断【2】 | 国泰寺村 | 2 | | | |
| 堤防決壊【50間】 | 国泰寺村 | 1ヶ所 | | | 延長50間 |
| 堤防破壊【335間】 | 吉島村 | | | | 延長180間 |
| | 国泰寺村 | 30ヶ所 | | | 延長50間 |
| | 大手町七丁目 | 2ヶ所 | | | 45間 |
| | 観音村 | 3ヶ所 | | | 60間 |
| 道路破損(二等里道)【274間】 | 国泰寺村 | 2ヶ所 | | | 4間 |
| | 舟入村 | 12ヶ所 | | | 270間 |
| 橋梁流失(国道) | 国泰寺村 | 1ヶ所 | | | 2間 |

典拠：『芸備日日新聞』明治33年8月21日。

ず同所に集まり、
所内一時混雑を
極め」

市街地が浸水被害を受けたことが分かるが、その詳細について、例えば広島警察署管内の被災状況として、家屋の流失・全半壊・破損が65件、床上浸水が576件、床

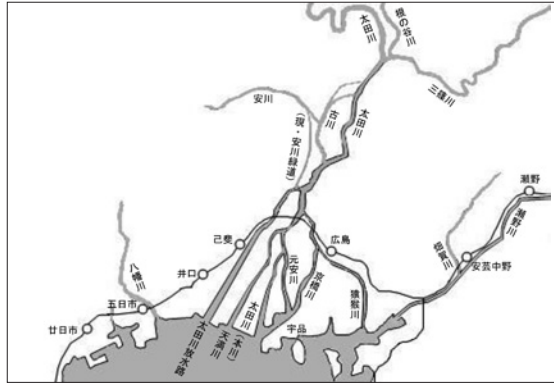


図4 広島市周辺関係図

下浸水が207件、暴風による建物崩壊が18件、牆壁破壊が8件、また本川や元安川などの堤防決壊・破壊が385間、道路の破損が274間と報告されている。とくに海に近い国泰寺村の被災が大きく、他に舟入・江波・観音・吉島の各村や小町・新川場町も浸水被害を受けた。また、京橋分署管内でも同様に、海に近い竹屋村のほか、三川町・堀川町・胡町などで700件以上の浸水被害が発生している。

同紙では、「一昨日に於ける暴風雨は実に近来稀に見る所のもの」としてしているが、はじめに「老のくりこと」の記事で紹介したような広島城下町での浸水被害と同様の被害が発生したことが伺える。当時は、国泰寺村や吉島村が海に面した位置にあり、また、本川・元安川・京橋川といった現在ある河川だけでなく、国泰寺村の東西に竹屋川と西堂川という2つの河川が南北に流れていた。そのため、暴風雨による高潮が発生すると、海水がこれらの河川を遡上して溢れたため、現在の市街中心部にあたる八丁堀付近でもすぐに浸水被害が起こりえたことが、こうした被災状況から伺える。

また、当時軍港であった宇品については、軍用地の被災状況としてとくに詳細に報道している。

宇品線の鉄道線路が数百間（1 km程度）崩壊し、軍用栈橋では橋材が吹き流され、また水上警察署の東側海岸では石垣が崩壊して、海水が非常な勢いで漲溢して河川のごとく流れ込んできたという。水上警察署自体は存立していたが、前面の石垣は破壊され、警察署西側より広島栈橋会社の東側に至る50～60間（約100m）は海岸の波除及び石垣が崩壊したため、その辺から奥

へ200間（約360m）は海水の浸水により水没するなど、甚大な被害が発生している。

郡部ではとくに佐伯郡方面での被災が大きかった。同紙では「山陽線路と暴風雨」との小見出しを付け、午後4時17分広島駅発の下り列車が己斐から五海市（五日市）駅に至ろうとした際、怒濤が線路に浸入してきたため運転を中止し、己斐駅へ引き返した様子が報じられている。

佐伯郡では、山陽鉄道の線路破壊による不通のほか、廿日市では住吉堤防が3ヶ所破壊され、新開地数町歩と家屋50～60戸が浸水した。地御前村でも新開堤防が破壊され、家屋200戸が浸水被害を受けた。同郡でとくに被害が甚大であったのは井口村から草津村に至る間の沿岸であり、「井の口阿瀬場より草津迄は惨状殊に甚だし」「阿瀬場にては天井迄浸水したる家あり倒家あり」「草津村にても座上四尺位（約120m）浸水せし家屋多し（（カッコ内筆写注）」と報じている。

また、「老のくりこと」⁴²にもこの時の被害の様子が記されている。

廿日市では住吉社付近の堤防が切れ、高燈籠が破壊され、新開地の一面に海水が浸水した。大小の船が市街地へ流されてきて通行の障害となり、牡蠣の養殖法を記念して建てられた「養蛎碑」も転倒したという⁴³。

このように、明治期後半以降の水害は、新聞報道による被災情報の精緻化と共に、交通機関の発達に伴う鉄道被災の情報が増加する点が特徴である。逆に、この時期の被災状況から近世期の水害被災の実情を推測することも可能であり、断片的に史料発掘される近世期の水害の実態を明らかにする手がかりにもなる。

⁴² 「老のくり言」二（安芸国佐伯郡草津村小川家文書200603-5-2）。

⁴³ 「八月十九日ハ昨夜ヨリノ雨猶不歇、初メハ東風ニシテ午後一時頃迄モ未タ暴風ト成ヘシトモ思ハサリシニ、追々風力加ハリテ二時過ヨリ東南風ニ移リ、暴風怒濤ヲ捲テ押来リ、住吉堤防及ヒ住吉社前ノ堤防ヲモ打切、神社并ニ高燈籠ヲ吹散ラシ、新地ハ一面潮水ニ浸サレ、壁土モ四尺位ヨリ以下洗ヒ落サレ、床上床下浸水ヲ被リテ家屋傾キ、殊ニ甚シキハ大雁木ノ井久田善三郎ノ宅ナリ、是ハ全然破壊セラレテ地震ニテ倒レシモ斯ヤト思フハカリ、其続キノ海ニ面セシ家屋ニシテ、完全ナル物ナク、石灰小屋、蠣番小屋等ハ引去ハレテ、更ニ其跡ヲ留メス、大小船市中ニ浮ヒ来リテ往来ノ障碍ヲナス物多ク、大雁木ノ上置ノ角石モ廿間余ノ他方ニ持行レ、又養蛎碑モ転倒セリ、一方川筋ノ堤防ニ在テハ学校前ヨリ下ハ土豚ヲ築キテ浸水ヲ防キ、庚午新開ノ救急ニハ数十百枚ノ畳ヲ以テ之ヲ防ク等種々手ヲ尽シテ遂ニ被害ヲ免レタリ」

3 大正期の豪雨災害

大正期になると、新聞報道の情報量がさらに増加する。写真入りで各地の被害状況を被災した個人の状況にまで踏み込んで詳しく報じるようになり、災害の全容が各段に把握しやすくなっていく。また、この時代には絵葉書が一種のブームとなる。観光土産としてだけでなく、報道媒体として、災害や事故の様子を写した絵葉書が多数流通するようになっていくが、それらは当時の被災の瞬間を写した貴重な歴史資料である。

また、大正期になると、交通機関とりわけ鉄道のさらなる発達を背景として、災害による鉄道被災の事例も増加し、また詳細に報じられるようになる。

ただし、戦前までの県行政文書の大半が失われている広島県では、大正期においても地域史料のもつ意義は極めて大きい。新聞報道などでも報じられない災害史の重要な史実が旧家の古文書等から発掘される場合もある。

3-1 三次駅設置と三次の水害

その好例が、芸備鉄道（現・JR芸備線）三次駅設置と水害との関係を記した書簡である。広島から三次方面へ北上する芸備線は、その全路線が大正・昭和戦前期に敷設されたため、県の行政文書には路線建設に関する文書が残っておらず、個々の駅の設置に関する事情についても不明なことが多い。

その中で、佐伯郡玖島村八田家文書に含まれている三次駅設置に関する事情を記した書簡は、この地の水害との関連で注目すべき史料である。

三次駅は大正4年（1915）6月に芸備鉄道の終点駅として設置された。もともと三次町内の五日市に設置する計画であったが、鉄橋建設などの経費の都合により、対岸の原村字下原（現・西三次駅）に設置するよう計画が変更されたのである。

しかし、この場所は、付近では有名な洪水被害地であったため、当初は反対の声が上がっていた。大正元年（1912）12月9日に三次町の資産家島津需吉が当時貴族院議員であった佐伯郡玖島村の八田徳三郎に宛てて送った書簡⁴⁴によると、芸備鉄道の三次駅（現・西三次駅）が洪水被害地に設置される

⁴⁴ 大正元年12月9日「〔書簡〕（三次町へ停車場設置の件聴許願う）」（安芸国佐伯郡玖島村八田家文書198807-1363-1）。

ことを指摘し、三次町の中心部へ線路を延伸してそこに駅を設置するよう訴えている。芸備鉄道の社長は衆議院議員の和田彦次郎であり、同じ広島県選出の国会議員である八田徳三郎に説得を求めたものと思われる。

また、この書簡には、三次町長から芸備鉄道社長に宛てた請願書及び理由書⁴⁵も添付されている。それによると、

駐車場の敷地である「下原」や「京蘭寺」は、原村の中で最も低地であり、そこを貫流する北溝川や江の川の氾濫で毎年のように浸水被害を受けていたという（図5）。そのため、市街地に近い三次町内の五日市に駐車場を設置するほうが、三次町の発展に資すると訴えたのである。

しかし、芸備鉄道としては、三次町内に駅を設置しようとすれば、江の川に鉄橋を架橋しなければならず、予算的に厳しかったため、原村からの用地提供の申し出を受けてこの地に駅を設置することにしたのである。

その後、路線の延伸により、最終的には昭和5年（1930）1月1日に、五日市ではなく、対岸の十日市側に備後十日市駅（のちに現・三次駅）が設置された。三次駅の設置には、洪水被害を背景とする経緯が存在したことが、地域に残されてきた旧家の古文書から判明するのである。

3-2 大正8年7月の豪雨被害

大正期には、広島県内全体に甚大な被害をもたらす豪雨災害がたびたび発生している。その一つが大正8年（1919）7月の豪雨災害である。

連日の豪雨により、7月4日午後から太田川の水量が急増して洪水が発生し、広島市街地では、横川橋や三篠橋・相生橋・元安橋といった橋梁が次々



図5 三次付近関係図

⁴⁵ 大正元年12月「〔請願書〕（芸備鉄道停車場を三次町に設置の請願）」（安芸国佐伯郡玖島村八田家文書198807-1363-2）。

に流失する大災害となった。当時の『中国新聞』は次のように報じている⁴⁶。

「連日の豪雨は全市を貫流せる各河川の増水となり、堂々たる濁流は全市民を脅し刻々不安を増しつゝ、ありしが果然四日夜に入りて太田川上流より流下し来る巨大の木材は鉄脚の堅牢を誇る元安橋を始め数箇の橋梁を遂に流失せしめたり、更に氾濫せる濁流は各河の沿岸を洗ひ或は堤防の決壊となり、下水道の噴出するありて、幾百幾千の家屋を浸水せしめ、広島市未曾有の大洪水を現出せり」

また、「元安川筋殆ど全滅」との見出しにて次のように記している。

「四日午後に至り太田川の水量頓に増加し水深九尺（約270m）に達し、先づ市内北町橋、洞春橋を屠りたる後、水量水勢益々激増し、折柄の差潮に水深は一丈二尺（約360m）と注され、午後五時半

◇横川橋 東半分陥没し直ちに交通を遮断したるが、（中略）終に午後七時二十分に至り火薬の大爆発に似たる大音響と共に墜落流失し直に同下流の電鉄鉄橋を破壊したり（カッコ内筆写注）」



写真9 濁流に襲われる相生橋



写真10 濁流に襲われる広島県物産陳列館（現・原爆ドーム）と元安橋

また、福山市では芦田川の堤防が決壊し、市内で大水害が発生した。溺死者17人、流失家屋101戸、全壊24戸、半壊98戸、床上浸水3,423戸という大災害となった。芦田川は9月14日も豪雨で氾濫し、備南地方は再び大水害に見舞われた。

この時の豪雨災害の状況については、被災の様子を写した絵葉書⁴⁷が残っ

⁴⁶ 『中国新聞』大正8年7月6日。

⁴⁷ 「〔絵葉書〕（福山城ノ周邊一面ノ海卜化ス）」、「〔絵葉書〕（福山市霞町ノ浸水）」（備後国芦田郡府中市村延藤家文書199110-630-12、199110-643-10）など。『災害を語る歴史資料』（広島県立文書館収蔵文書展図録、2020）参照。



写真11 福山城周辺の水害被災状況



写真12 福山市霞町の水害被災状況

ている。福山城の周囲一面が海と化したような福山市内の浸水被害の様子や、芦田川の堤防決壊により市街地の中を船で人々を救出する様子など、被害の大きさを物語っている（写真11・12）。

また、広島市街地での洪水被害の状況も絵葉書⁴⁸を通じて知ることができる。濁流に襲われ崩落・流失した相生橋の状況や、広島県物産陳列館（現・原爆ドーム）横の元安川が濁流で氾濫寸前となっている状況（写真9・10）、京橋川に架かる神田橋が流失していく様子など、当時の広島市街地がいかに台風・豪雨による氾濫・洪水被害と隣り合わせであったかを如実に知ることができる。

このほか、沼田郡緑井村の村長を務めていた吉本家の文書には、洪水被害のあった大正8年（1919）7月4日に炊き出し米や酒の提供を行った人々を記載した名簿⁴⁹がある。

この中には、4日から5日にかけての豪雨により、緑井村では古川（旧太田川）の堤防が計107間（約195m）にわたって決壊し、家屋4軒が流失、110軒が浸水、約19町歩（19ha）の田畑が被災したと記している。広島市街地の北方でも相当の被災があったことが伺える。

3-3 大正15年9月豪雨被害

大正期の豪雨災害でもう一つ特記すべき被害が発生したのが大正15年（1926）9月である。この時には、9月11日と23日未明の2回、広島測候所で観測史上最大雨量となる集中豪雨が発生した⁵⁰。

⁴⁸ 「絵葉書帖」（安芸国山県郡有田村児玉家文書201713-241）。

⁴⁹ 「洪水之時寄附者人名帖」（広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）。

⁵⁰ 『大正十五年広島県気象年報』（広島県広島測候所、1927、国立国会図書館デジタルコレクション）1～2頁。

この時の豪雨災害に関する当館収蔵の史料としては、古江・草津一帯での被災状況と復旧作業の様子を写した14枚の実況写真⁵¹や、旧安佐郡の災害史について調べた植田静人氏作成の資料「安佐郡災害史」⁵²などがあり、大規模災害への関心が史料からも伺える。



写真13 畑賀村の水害被災家屋

この豪雨災害での被害は主に11日に発生したが、広島市域一帯のかなり狭い範囲で集中的に発生した点が特徴的で⁵³、瀬野川支流の畑賀川や太田川支流の山本川の流域を中心に、河川の氾濫だけでなく土砂災害も各地で発生し、甚大な被害をもたらしている。

安芸郡畑賀村での災害については、当時の被災状況を写した絵葉書⁵⁴が残っている（写真13）。この時発生した集中豪雨では土砂崩れが発生し、36名が亡くなっている。

また、当館が「平成30年7月豪雨」災害の際に救出した安芸郡下瀬野村の村長植林家の文書からは、大正15年（1926）の豪雨災害を受けて10月に執り行われた畑賀村村葬で村長植林孫一が読んだ弔辞が見つかった⁵⁵。「九月十一日夜来の降雨未明に到り益々其の猛威を加へ平和なりし畑賀村を一瞬時ノ後山鳴り地響き山林家屋美田の流出無慮加ふるに参拾有余の生靈其の靈明を異にするの惨状を呈せんとは」と記し、大規模な土砂崩れによる犠牲者を弔っている。

なお現地には、水害の記憶を後世に伝えるべく建立された水害伝承碑（石

⁵¹ 「大水害 古田町内ノ実況写真」（広島市土井氏収集文書198815-231）。古田町は現・広島市西区古江。

⁵² 「安佐郡災害史」（広島市植田静人氏収集文書198910-580）。新聞記事の切り抜きを多数貼り付けながら書き記しており、大正15年（1926）9月の水害・土砂崩れについても「山津浪の惨状」と題して記述している。

⁵³ 『大正十五年広島県気象年報』（前掲注50）4頁。

⁵⁴ 「〔絵葉書〕（大正十五年九月十一日払暁広島県安芸郡畑賀村附近水害ノ実況）」（広島市長船友則氏収集資料200407-1517）。

⁵⁵ 安芸国安芸郡下瀬野村植林家文書201820。収蔵文書展を分担した下向井祐子氏の御教示による。

碑)も残っている⁵⁶(写真14)。災害の記憶は、歴史資料としての文書だけでなく、こうした災害伝承碑からも知ることができる。ただし、こうした石碑の存在は時の経過とともに忘れ去られがちであるため、災害伝承碑の所在調査は重要である⁵⁷。



写真14 大正15年水害の水害記念碑
(広島市安芸区中野一丁目)

3-4 大正15年9月豪雨と安芸中野特急列車事故

ところで、この大正15年(1926)9月の豪雨でとくに大きく報道されたのは、畑賀川の氾濫が原因となって起きた安芸中野駅付近での特急列車脱線転覆事故である。

先述したように、11日の豪雨災害では畑賀川の堤防が決壊して36名が亡くなったが、その後22日夜から翌未明にかけて再び豪雨が発生し、畑賀川の水が溢れて山陽本線の築堤の一部が崩れる被害が発生していた。

そこへ、翌9月23日、東京発下関行きの特急急行第一列車(のちに「富士」と改名)が安芸中野駅を通過した。見回りをしていた消防団員が、築堤が崩れて線路が浮き上がっているのを発見し、踏切番に通報したが間に合わず、11両の客車を牽引した特急列車が現場に差し掛かって脱線・転覆・大破

⁵⁶ 畑賀川を渡る山陽本線の畑賀川鉄橋のすぐそばに大きな水害記念碑が建立されており、また上流方面にある畑賀小学校の校庭にも、この時の水害を記憶するための「畑賀川水害碑」がある。

⁵⁷ 藤本理志・小山耕平・熊原康博「広島県内における水害碑の碑文資料」『広島大学総合博物館研究報告』第8号、2016、熊原康博・弘胤佑・小山耕平・岩佐佳哉「広島県内の水害碑に関する追加資料と歴史の変遷」『同』第9号、2017、小山耕平・熊原康博・藤本理志「広島県内の洪水・土砂災害に関する石碑の特徴と防災上の意義」『地理科学』72-1、2017。これらによると、広島県内では現在50基の水害碑の存在が確認されている。また、これらの成果をもとに、広島市がリーフレット「水害碑が伝えるひろしまの記憶」(広島市危機管理室、2021)を作成している。

し、36名が亡くなる大事故となったのである。この特急列車は、下関駅から関釜連絡線に接続する、当時日本最高級の国際連絡輸送列車であった。犠牲者の中には、当時の鹿児島市長をはじめとする様々な要人のほか、外国人も2名含まれていた。



写真15 安芸中野付近特急列車脱線転覆事故の現場状況

安芸中野駅近くにある浄土宗寺院専念寺（広島市安芸区中野三丁目）

では、列車事故で亡くなった遺体が安置されたが、同寺の入口には、のちに鉄道遭難者追弔塔が設置された。

安芸中野の特急列車脱線転覆事故は、日本の鉄道事故史の中でも特筆すべき大事故であり、当時の新聞でも大々的に報じられているが、いわゆる一次史料として当館が所蔵するものとしては、大正15年9月22日「山陽線特急列車転覆事件」と表記した裁判記録（広島区裁判所あての公判請求書）がある⁵⁸。

この事故をめぐるのは、広島保線区の主任事務取扱者と保線助手、及び保線助手のもとで実際の保線業務を担当した線路工手の3名が罪に問われた。裁判の内容も当時の新聞で大きく報じられているが、この資料は現在残る数少ない事故当時の生の記録である⁵⁹。

また、この列車事故については、事故現場の様子を写した絵葉書⁶⁰が発行されている（写真15）。列車が大破した事故現場の惨状を写真絵葉書にして

⁵⁸ 大正15年9月22日「山陽線特急列車転覆事件」（広島市長船友則氏収集資料200407-2343）。古書店からの購入史料と推測される。

⁵⁹ 「起訴事実」には、水害後の現地の状況も詳しく記されている。9月11日の水害の際、畑賀川があふれて堤防が決壊し、山陽本線の鉄橋が傾斜したほか、川の東側の線路が120間（約220m）にわたって被災したという。しかし、当時は畑賀川の堤防や線路の応急工事が行われたのみであった。川底に土砂が堆積したままであり、わずかな増水でも直ちに氾濫し、線路流失の恐れがあったにもかかわらず、責任者が迅速な対応を怠ったと指摘している。また、事故直前に現場を巡視していた線路工手も、崩壊した築堤より鉄橋のほうに危険性があると誤認した、などと記している。

⁶⁰ 「大正十五年九月二十三日顛覆地広島県安芸中野駅附近」（絵葉書8枚・鉄道遭難者追弔塔設立趣旨）（広島市長船友則氏収集資料200407-5225）。この絵葉書は、専念寺に追弔塔を建立するための資金調達を目的に発行されたもので、1組金20銭で計10万組発行された（追弔塔の建立費は5,500円であり、絵葉書2万7,500組分の費用）。

おり、中には遺体を収容する場面や棺が並ぶ写真の絵葉書などもあり、用途など今の絵葉書の感覚とはかなり異なる。当時の絵葉書は一種のメディアの役割を果たしていたのであり、こうした絵葉書を用いて事故の様子を他者に伝える用途があったものと思われる。カメラが一般に普及していない時代においては貴重な媒体であった。



写真16 安芸中野駅付近の避溢橋

なお、安芸中野駅付近の列車事故現場には、その後^{ひいつ}避溢橋が設置された。避溢橋とは、鉄道と河川が交差する地点において、河川が氾濫した際にあふれた水が滞留しないよう、盛土の一部を橋梁しておくものである。川が流れていない所に鉄橋を設けておき、もし畑賀川が溢れた際には、この避溢橋の下を水が通り抜けられるようにしているのである。

当館所蔵の昭和4年「線路一覧略図」⁶¹を見ると、山陽本線安芸中野駅付近に「畑賀川（避）」の記載があり、事故から数年以内に避溢橋が設置されていたことが分かる。また同略図を見ると、同じような避溢橋が広島～横川間にも設けられていたことが確認できる。この区間は、太田川放水路の建設に伴って高架化されたため、現在は無くなっているが、こうした避溢橋の存在は、そこが河川氾濫の危険地域であることを示している。

鉄道の発達とともに、自然災害による列車事故は明らかに増加し、多数報道されるようになっていく。こうした鉄道事故は、まさに近代以降に特有の災害の姿を示すものであり、安芸中野の列車事故のような大事故以外にも、数多く発生している。

大正13年（1924）9月の豪雨災害では、山陽本線の五日市～己斐（現・西広島）間で土砂崩れが発生し、急行列車が脱線転覆する事故が発生している⁶²。

同月12日の未明、台風による豪雨発生により、草津梅山上部の溜池が決壊し、土砂崩れが発生した（現在の広島電鉄「南草津」駅付近）。山陽本線の

⁶¹ 昭和4年「線路一覧略図」（広島市長船友則氏収集資料200407-2131）。

⁶² この列車事故については、中田裕一氏より提供を受けた資料（中田裕一「大正13年9月12日山陽本線己斐五日市間における特急列車脱線転覆事故について～忘れ去られた事故から学ぶために～」）も参照した。

線路上に土砂が流れ込んだところを、下関発東京行き三等特急列車（のちの特急「さくら」）が乗り上げ、牽引機関車と荷物車が転覆大破し、郵便係員・車掌ら10名が亡くなっている。

なお、この列車事故を報じた『大阪朝日新聞』の記事⁶³には、次のように過去の災害・事故にも触れている。

「山陽本線己斐、五日市間における列車転覆事故の現状は二十三年前一度豪雨のため線路上の用水池の堤防が崩壊して機関車が埋没し乗務員二名の犠牲者を出した場所で鉄道当局ではそれ以来保線工事に努めた結果全く安全地帯となつてゐたのであるが今日の豪雨のため再び大惨事を繰り返したもので」

つまり、23年前（明治34年（1901））にも同じ場所で同様の土砂崩れと列車転覆事故が発生していたのであるが、この事故については、当時の新聞記事にも国鉄の運転事故記録⁶⁴にも記載が見られない。

同じ場所で同じ災害・事故を繰り返していながら、過去の記憶が次第に風化し、忘れ去られていく1つの事例と言えよう。その意味でも、やはり歴史資料の掘り起こしが重要である。

4 昭和期の水害と太田川改修

次に、昭和期における水害とその史料について、限られた事例ではあるが触れておきたい。

時代とともに災害に関する報道は詳細になり、実態を把握しやすくなると

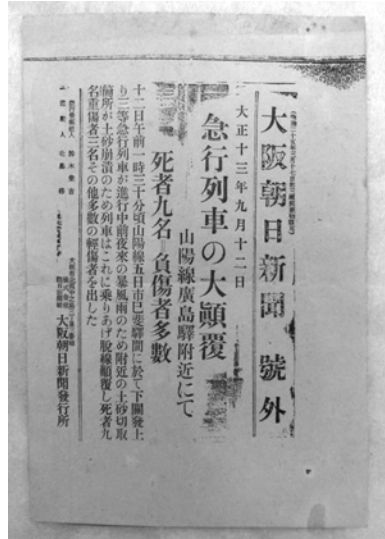


写真17 大正13年9月列車事故の『大阪朝日新聞』号外

⁶³ 『大阪朝日新聞』大正13年9月14日。

⁶⁴ 運輸局保安課『国有鉄道重大運転事故記録 自明治五年至昭和三十五年度』（長船友則氏収集資料200407-3563）。

思いがちであるが、戦前までの行政文書の残存が極めて少ない広島県の場合、必ずしもそうとは言えない。むしろ、昭和18年（1943）7月・9月の台風や20年（1945）9月の枕崎台風のような終戦前後に相次いだ災害は、被災の規模の大きさに反して残存する史料が少ないのが実情である。

4-1 昭和3年6月安村水害

昭和の水害でよく知られているのが、昭和3年（1928）6月24日の豪雨水害であり、県西部を中心に発生した豪雨で8名が亡くなった⁶⁵。広島市街地でも栄橋や常盤橋などが流失した。豪雨は24日以降も続き、各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生して甚大な被害となった。

この水害では、安佐郡・佐伯郡の被害が最も大きかった。中でも、安川で起きた氾濫については、安村役場が発行した絵葉書⁶⁶が残っており（写真18・19）、新聞報道も詳しい。



写真18 水害による安村役場・駐在所付近流失の状況



写真19 長楽寺・伴安地区の「山海嘯」（土石流）による被災状況

安村では、前夜からの大雨で安川兩岸の2ヶ所で堤防が決壊した。二手に分かれた濁流は、一方は上安公会堂の堤防を決壊させ、もう一方は安村役場と駐在所を呑み込んだ⁶⁷。役場にあった諸帳簿・地図・重要書類など一切が失われたほか、安村全体では、浸水家屋255戸（内流失9戸、全壊5戸）、宅地流失1,050坪、山林崩壊256ヶ所、堤防破壊40ヶ所、橋梁流失18ヶ所にも及んだ⁶⁸。

⁶⁵ 『広島県災異史』（広島県農業協同組合中央会、1983）。

⁶⁶ 安芸国沼田郡上安村原田家文書199206-34～38。

⁶⁷ 横山雅昭『相田地区の郷土史メモ（広島市安佐南区）』（前掲注13）。

⁶⁸ 『安古市町誌』（安古市町役場、1970）。

絵葉書には、相田堤防（現・広島市安佐南区）が決壊して役場・駐在所などが流失した現場の状況や、仮役場として移転利用することになった上安公会堂前の復旧作業の様子、さらには長楽寺・伴安地区（現・広島市安佐南区）で発生した「山海嘯」（山津波＝土石流）の状況などが鮮明に写されている。

この安川流域には、災害伝承碑もいくつか建立されている。昭和3年（1928）の水害については、伴安災害復興碑（広島市安佐南区長楽寺二丁目）があり、その上手にある恵毘須神社（広島市安佐南区高取南）には災害復旧記念の鳥居が建立されている。

また、相田の旧安村役場跡地には「水害之碑」（広島市安佐南区相田二丁目）が設置されているが、これは大正5年（1916）9月6日の水害を伝承するための石碑である。同年の水害でも安村役場が流失しており、その後この水害碑が設置されたのであるが、昭和3年（1928）の水害で



写真20 安村役場跡に建つ「水害之碑」

はこの水害碑も流されてしまった。その後石碑は救出され、同じ場所において被災した安村忠魂碑と共に、再び同地に設置されたものである。つまり、この安川水害も、同じ場所で同じ災害が発生していたことが分かる⁶⁹。

⁶⁹ なお、大正5年（1916）9月の安川水害については、安村2代目村長で「安の目薬」の製造販売で知られる原田台造の息子2代目原田台造が、アメリカ在住の弟千里に宛てて送った手紙「安村水害記」（安郷土史懇話会所蔵、立川元英氏より文書の複製提供）に詳しい。同史料によると、9月6日夜半大雷激雨の中を就寝したところ、同家に止宿していた植木職人が大水になったことを注意してくれたという。しかし台造は、「父の曰く、余家ハ町内中尤モ高き故、他ノ家の延ニ水がはいるとも余家の家にハマダ寸余モ間あり、（中略）其の内に減水する者にして、旧より往来に満る丈きの出水なれば何れか下流薄弱の堤塘が切れる者なればとの言を信じ居りて」植木職人の言うことを聞かなかったという。ところが午前3時半には水が道路を越え、やがて膝を没するほどに増水し、裏道路も10間以上（約200m）破損して電灯も消えたため、やむなく避難したが、やがて各所の土手が決壊したという。

4-2 終戦前後における広島の台風被害と太田川改修

4-2-1 昭和18年台風と枕崎台風の被害

昭和期の水害で最も大きな被害をもたらしたのは終戦前後の台風被害であろう。具体的には、昭和18年（1943）7月21日から25日にかけての台風による豪雨被害と同年9月20日の台風による豪雨被害、さらに昭和20年（1945）9月17日の枕崎台風による被害である。

昭和18年（1943）に起きた2度の台風被害については、7月台風では死者46名、家屋の全半壊等347戸、床上浸水1,846戸、流失埋没田畑185町歩、冠水6,192町歩の甚大な被害が発生し、9月台風でも死者・行方不明者47名、家屋全半壊等1,225戸、床上浸水1万6,128戸、流失埋没田畑737町歩、冠水3万2,811町歩という、さらなる大災害をもたらした⁷⁰。そして、原爆被害の翌月にあたる昭和20年（1945）の枕崎台風では、死者・行方不明者2,012名、家屋全半壊6,832戸という激甚なる被害が発生した⁷¹。太田川流域での罹災者数は3万8,500人余とされ、これは原爆による被災で半減してしまった広島市の人口の4割近くにも達する。まさに、原爆で壊滅的な打撃を受けた広島市民に台風の暴風雨が追い打ちをかけた結果としての大災害であった。そして、これら終戦前後の水害が、その後の太田川治水期成同盟会や治水対策委員会による活動、さらには太田川放水路建設へと進む一つのきっかけになったのである。

4-2-2 台風被害と太田川改修—太田川治水期成同盟会の活動—⁷²

広島は、もともと太田川の流れが生み出した三角州に形成された町であり、城下町の形成当初から明治・大正・昭和戦前期にかけて、洪水被害が絶えなかったのは先述のとおりである。

この長年の洪水被害を食い止めるべく、太田川の改修工事が本格的に始まったのは昭和7年（1932）のことであり、国直轄の河川改修事業として始

⁷⁰ 『広島県災異史』（前掲注65）。

⁷¹ 『広島県災異史』（前掲注65）。

⁷² 太田川治水期成同盟会の活動については、「太田川治水期成同盟会の文書」（『広島県立文書館だより』第47号、2023、西向宏介執筆）も参照。

表2 太田川流域における枕崎台風の被害状況

| | | |
|-----------|--------|----------------------------------|
| 死亡者 | | 11人 |
| 負傷者 | | 30人 |
| 行方不明者 | | 1人 |
| 罹災者世帯 | | 8,804世帯 「全世帯20,564の4割3分に相当す」 |
| 罹災人員数 | | 38,521人 「全人口102,378の3割8分に相当す」 |
| 道路の破壊 | | 165ヶ所 |
| 橋梁流失（含破壊） | | 154ヶ所 |
| 山崩 | | 351ヶ所 |
| 堤防の決潰 | | 1,499ヶ所 |
| 家屋 | 全壊又は流失 | 615軒 |
| | 半壊 | 3,102軒 |
| | 床上浸水 | 7,282軒 |
| | 床下浸水 | 1,508軒 |
| 水稻 | 流失又は埋没 | 319町8反歩 |
| | 冠水 | 1612町歩 |
| | 被害額 | 30,600石 |
| 甘藷 | 流失 | 93町歩 |
| | 冠水 | 93町歩 |
| | 減収高 | 380,000貫 |
| 蔬菜 | 流失 | 181町歩 |
| | 冠水 | 245町歩 |
| 管理米流失及浸水高 | | 7,752石 |
| 管理麦流失及浸水高 | | 14,488石 |

典拠「昭和二十年九月十八日大洪水に依る被害状況調」
（広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）

まった。しかし、日中戦争の勃発さらには太平洋戦争への突入により予算が大幅削減され、19年（1944）6月に工事は一旦中止となった。

そして、広島における水害との闘いを大きく変える太田川放水路の建設へと動き出したのは、戦後すぐのことであった。

太田川放水路の建設を進める役割を果たしたのは、太田川治水期成同盟会の結成である。安佐郡緑井村の元村長で同盟会の一員であった吉本家の文書に含まれる「参考書綴」⁷³には、同盟会結成の趣意書や懇談会の記録、陳情団の上京記録・陳情書などが綴られている。

この同盟会結成への直接のきっかけとなったのは、昭和20年（1945）9月の枕崎台風による被害であった。「参考書綴」には、同盟会が枕崎台風による太田川全流域の被害状況をまとめた「被害状況調」が含まれている（表2）。

⁷³ 「参考書綴」（広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）。

これによると、154ヶ所の橋梁が流失し、1,499ヶ所の堤防が決壊、罹災者は8,804世帯3万8,521人で、流域人口の4割前後を占めていたことが明記されている⁷⁴。同盟会はこのような惨状を受けて結成されたのである。

「参考書類」によると、同年10月1日、高野源進広島県知事が枕崎台風の被災地を視察に訪れた際、安佐郡地方の各町村長らが知事と懇談会を開いており、そこで町村長らが太田川の護岸・堤防工事の根本的な見直しを強く求めていたことが分かる。原爆で夫人を亡くした高野知事は、この時任期満了の直前であったが、安佐郡地方の重なる水害に同情の言葉を述べ、全力を挙げて復旧工事に邁進したいと挨拶した。これに対し、同席した八木村の佐々木虎雄村長は、枕崎台風で決壊した堤防の全てが一昨年の台風被害を受けて完成した新堤防であったことに触れ、「復旧ではなく復興でなければ」と力説し、護岸・堤防工事を根本的に研究し直して着工するよう熱望している。

そして、翌月の11月17日には、安佐郡可部町で太田川治水期成同盟会の発会式が行われ、安佐郡の各町村長らが発起人に名を連ねた。

この時作成された同盟会趣意書には、当時の状況を次のように記している。「今や我が日本は空襲の焼け跡より立ち上り、こゝを最後の線として再出発する運命に直面せり、斯かる重大事に於て太田川沿岸町村は不運にして再度水の災禍に晒され、一朝にして生活を根底より覆へざるの悲境に遭遇す、斯くして住民は前途を憂へて施す術なく、たゞ茫然自失の虚脱状態に在り、(中略)ここに、『国を治むるは水を治むるに如かず』の古語に倣ひ、太田川並各支流治水工事の成否は此の地の興亡に関する刻下の急務たるを痛感す、(中略)水害復興に対する切々たる輿論の先駆として、水難の依って来る所以を根底に遡って考究し、勇氣ある実践により、災害除去の大計に艇身すべく、茲に発起して民間同志の血盟を結成せんとす(読点補足)」

官側では広島県、警察及び関係町村長らを委員とする太田川治水対策委員会が先に結成されていたが、太田川治水期成同盟会はこれに対して民間代表として結成され、治水対策委員会への「強力なる外廓線を形成し総力を挙げて相共に本運動の達成を期せんとす」るものであった。

⁷⁴ なお、死者数は11名と記しているが、『広島県史』をはじめ各書の典拠になっている『太田川改修三十年史』(建設省太田川工々事務所、1963)では13名とされている。

同盟会では早速陳情団を結成した。第1回陳情団は昭和20年（1945）11月23日、太田川治水対策委員会と太田川治水期成同盟会の両団体の代表者で結成され、元緑井村長吉本修三のほか、祇園町長・古市町長ら計6名が上京した。一行は、内務省国土局長に面会し、堀切善次郎内務大臣宛の陳情書⁷⁵を提出した。



写真21 太田川治水期成同盟会・治水対策委員会等による内務大臣あて陳情（昭和20年11月）

この陳情書では、冒頭に当時の広島での被災状況を記している。昭和18年（1943）9月の大洪水に続き、20年（1945）9月の枕崎台風で再び水の災禍に晒され、交通機関はもとより電信・電話、その他文化的施設が全て機能を失ったとする。また、昭和18年（1943）の水害に対する復旧事業は戦争中であつたため、「巧遅ヨリモ拙速ヲ」との方針のもとで施工されたため、昭和20年（1945）の枕崎台風では18年の水害と同じ場所で堤防決壊が起きたことを遺憾とし、「臨時的施工」ではなく「恒久的改修工事」の実現を強く求めている。



写真22 太田川放水路

一行は、その後大蔵省第二課（主計局）に赴き、渋沢敬三大蔵大臣及び主計局長宛の陳情書を提出して、太田川改修工事の予算獲得のため懇願している。さらに一行は警視庁も訪れ、警視總監に転任したばかりの高野源進元知事に面会し、太田川改修工事の促進を重ねて依頼した⁷⁶。

なお、「参考書綴」には第2回陳情団上京打合会までの記録が綴られており、次の上京を翌年1月6日頃とすることが決められている。その後の記録

⁷⁵ 「参考書類」（昭和20年11月「陳情書」、広島県沼田郡緑井村吉本家文書200002）。

⁷⁶ 高野元知事は、陰に陽に運動して工事の達成に邁進すると約束したが、翌年（昭和21年）1月に公職追放により辞職した。

は残っていないが、戦後の太田川改修工事は、この年から再開されることになったのである。

戦後の太田川放水路計画は、付近の町村民の反対運動によって当初から難航した。山手川を利用する放水路建設工事が本格的に着手されたのは昭和26年（1951）からであるが、太田川放水路建設に関する広島県行政文書⁷⁷を見ると、その後も反対運動や関係地区の用地問題、漁業補償問題などが度重なり、県もその対応に追われて建設工事が滞りがちであった様子が伺える。それらが最終的に解決したのは昭和30年（1955）であり、そこからさらに10年を経て、40年（1965）5月14日に太田川放水路の通水式が行われた。着工以来33年を費やしての完成であった。

完成から現在に至るまで、広島の市街地が洪水による浸水被害を受けるような大規模災害が一度も発生していないことを考えると、太田川放水路の完成は広島の水害史を大きく画するものになったと言えよう。

おわりに

以上、近世から明治・大正・昭和（終戦前後）にかけての主な水害事例について、当館の収蔵文書をもとに考察してきた。

本稿では、広島県内のうち、とくに広島市街地及び近隣地域の事例を中心に挙げたため、各災害における他の地域・地方での被災状況に詳しく立ち入って考察することができなかった。また、本来災害史研究は、過去の災害事例をもとに今後の防災対策に活かすことを大きな目的とするものであるが、本稿ではその前段階としての個々の災害の事実経緯を考察するにとどまっている。

しかし、本稿で触れた事例からでも分かるように、台風・豪雨による大規模な洪水・土砂崩れは、歴史的に見ると同じような場所でたびたび発生してきたという事実を確認することができる。最近の気象予報では「これまでに経験したことのないような」という文言を聞く機会が増え、その要因を地球温暖化との関係で説かれることが多い。しかし、気温・降水量等といった気候現象の比較ではなく、被害の甚大さで比較してみると、壊滅的な被害をもたらした災害事例は過去にも多く発生しており、そのたびに災害復旧工事を

⁷⁷ 昭和23年8月～26年8月「公益損害補償一件／太田川改修」（広島県行政文書102765）。

行い、災害を後世に伝えるための災害伝承碑を建立するなど、復興への営みがなされてきたのである。

こうした過去の災害の記憶や教訓から遠ざかっていくことへの危うさを災害史から学ぶことが必要ではないかと思われる。頻繁に河川が氾濫し、橋梁が流失し、市街地が冠水していた時代の広島市民は、太田川放水路の完成によってそうした災害からある意味“無縁”となった現在の私たちよりも、はるかに水害への意識が強かったはずである。近代の水害対策によって、私たちはかつての大規模災害から守られている側面も間違いなくあるが、「水越」のような現在では考えにくい水防法を前提に暮らしていた人々は、住民自身が権力や行政に依存するよりも地域ぐるみで災害に対処しようとしていた。そうした先人の災害に対する姿勢を知ることは、恐らく今後の災害対策にも資するのではないかと思われる⁷⁸。

また、本稿で取り上げた水害を含め、広く災害事例研究にとって歴史資料としての文書の存在意義が極めて大きいことも、改めて確認できよう。防災対策のための災害史検証にアーカイブズが積極的役割を果たし得ることは明らかである。

本稿では、当館収蔵文書をもとに各水害事例の概要を述べたにとどまるが、今後は、さらに個別地域に立ち入って、各災害の実態や発災の要因を考察することが、具体的な防災対策への道となるであろう。

なお本稿は、過去2回の収蔵文書展の内容をもとにまとめたものであり、本稿で触れた史料のいくつかは展示図録に掲載している。本稿と併せて参照していただければ幸いである⁷⁹。

（にしむかい こうすけ 主任研究員）

⁷⁸ 大熊孝『増補 洪水と治水の河川史 水害の制圧から変容へ』（前掲注4）では、国や行政による水害対策はダム建設や河道改修によって洪水をねじ伏せる方策がとられてきたため、人々は水との関わりや、水との関わりの中に生きる人間関係を失ってきたと指摘している。そして、水害を「完全になくす」ことができない以上、ある程度水害と共存する方向に向かわざるを得ないとし、現代における究極の治水とは、「越流しても破堤しない堤防」であるとしている。ただし、現代の国民感覚では平等意識が強いため、手段的には可能でも、思想的に実行しうる技術段階にはない、と述べている。

もっとも、近世期における治水が当時の技術水準に照らして全て合理的であったわけではなく、自然への人為的介入が逆に水害の発生に関係する側面も有していたことは留意すべきである（渡辺浩一『近世都市（江戸）の水害 災害史から環境史へ』（前掲注1））。

⁷⁹ なお、当館の収蔵文書展「災害を語る歴史資料」を開催した際、『中国新聞』文化欄「緑地帯」（令和3年（2021）4月20日～29日）に「広島の水害と歴史資料」（①～⑧）と題して連載記事を執筆している。併せて参照していただければ幸いである。

